

消 防 危 第 43 号
令 和 3 年 3 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について

危険物施設の高経年化が進んでいることを踏まえ、消防庁では平成 29 年度から「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」を開催し、危険物施設の事故や点検・維持管理に関する実態、最新技術を用いたモニタリング・診断手法の開発状況等の調査を行い、危険物施設における事故の発生防止や被害軽減を推進するための方策について検討を行ってきたところです。

今般、同検討会における検討等を踏まえ、定期点検においてドローン活用を位置付ける等のため、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成 3 年 5 月 29 日付け消防危第 48 号。以下「48 号通知」という。）を一部改正するとともに、点検実施上の留意事項をとりまとめましたので、危険物施設の関係者への周知をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 48 号通知の一部改正について

- 1 48 号通知を別紙のとおり改正する。
- 2 改正後の 48 号通知のうち、改正した本文を別添 1、点検表を別添 2 として参考に添付する。

第 2 点検実施上の留意事項について

- 1 48 号通知の点検表の様式は、個別の設備構成や自主的な点検項目等に応じ、内容を一部変更したものをを用いることも可能であること。

この場合において、消防法令上の点検記録として活用するものについては、適切な記載内容となってい

ることをあらかじめ管轄の消防本部と十分協議しておくことが必要であること。

2 48号通知の2(5)の方法において用いた画像(動画を含む)は、少なくとも次回の点検までは、当該製造所等の所有者等において保管する必要があること。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：齋藤補佐、勝本補佐、蔭山係長、長岡事務官、村岡事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534